

令和3年12月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）
- (2) 裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）

2 苦情の申出がされた日

11月9日付け（同月11日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第4061号

令和4年1月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和3年8月19日付けで大阪高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）
- (2) 裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第99号

令和4年1月20日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）
- (2) 裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月11日

3 謝問番号等

- (1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第41号

- (2) 謝問日

令和4年1月13日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第104号

令和4年1月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

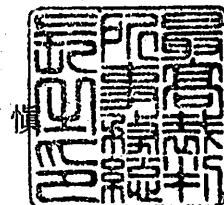
諮問番号 令和3年度（情）諮問第41号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年1月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、大阪高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、最高裁判所が令和4年度概算要求においても退職準備等説明会に要する経費を要求していることからすれば、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

- (1) 裁判官を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）
- (2) 裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和3年8月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は見つからなかった。

なお、原判断では、過去に裁判官を含む裁判所職員を対象とした退職準備等説明会を実施した可能性はあるものの、少なくとも直近の数年間においては同説明会を実施しておらず、また、それ以前の実施状況も不明であり、本件開示申出に係る文書を作成又は取得したか否か及び作成又は取得後に廃棄したの

か否かが判然としないことから、不開示の理由を「存在しない。」としたものである。

(2) 苦情申出人は、最高裁判所が令和4年度概算要求においても退職準備等説明会に要する経費を要求していることからすれば、本件対象文書は存在する旨主張している。

確かに、最高裁判所は、概算要求において退職準備等説明会に要する経費を要求しているものの、同説明会の実施の要否等は、各庁の実情に応じた各庁の判断に委ねられており、同説明会が実施されないこともあるのであるから、最高裁判所が概算要求で前記の経費を要求し、そのとおり予算措置されたとしても、原判断庁において同説明会が必ず実施されるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。